

玉島税務署からのお知らせ

確定申告期限の柔軟な取扱いについて
～ 4月17日(金)以降も申告が可能です～

令和元年分 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税

確定申告

ネット申告が
(e-Tax)
更に便利に
なりました!

スマホで
申告
もっと
できます

詳しくは↓



国税庁 検索

国税庁

令和元年分の還付申告は
令和6年12月31日まで
申告することができます。

(還付申告の例)
給与所得者や公的年金受給者で
・医療費控除
・寄附金控除
(ふるさと納税など)
・住宅ローン控除
により還付を受けられる方 など

振替納税をご利用の方の口座振替日
(4月16日(木)までに申告された方)

申告所得税
令和2年5月15日(金)

個人事業者の消費税
令和2年5月19日(火)

【重要】新型コロナウイルス感染症の影響により、申告や納付が困難な方へ

確定申告期限の令和2年4月16日(木)までに申告することが困難な方については、**4月17日(金)以降も申告書を受け付けます。**

(4月16日(木)までは、確定申告会場で相談を受け付けます。)

なお、4月17日(金)以降の確定申告の相談は、**事前予約制により実施します**ので、事前に税務署に連絡の上、来署いただくようお願いします。

また、**納期限までの納付や振替納税による納付が困難な方**については、「**納付の猶予制度**」がありますので、申告に合わせて税務署へご相談ください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。 <https://www.nta.go.jp/>

★ 事前予約は、玉島税務署 個人課税部門 086-522-3197(直通)へご連絡ください。
(予約状況によっては、希望日時での相談をお受けできない場合もございます。)